氏 名 永本 忠久

登録番号 第 27830586 号

事務所名称 永本社会保険労務士事務所

事務所所在地 大阪府堺市北区金岡町 1605-1- I -504

所属社会保険労務士会 大阪府社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止

(令和6年3月2日から1年)

処分理由

株式会社 A から受託した労働者死傷病報告(以下「死傷病報告」という。)及び療養補償給付たる療養の給付請求書(以下「5号様式」という。)の作成並びに死傷病報告の提出代行事務に際し、同社代表取締役から指示を受けて、災害発生場所及び発生状況について虚偽の内容を記載した死傷病報告及び5号様式を作成するとともに、当該死傷病報告を令和4年12月5日に堺労働基準監督署長に提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項の「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。